

持続可能な介護保険制度の構築について

【担当省庁】厚生労働省

平成 27 年に予定されている介護保険制度の見直しなどにおいては、持続可能な制度となるよう、以下の視点に立った検討をしていただきたい。

介護保険料の増加を踏まえた介護保険制度における公費負担の見直し

- ◆ 安定した持続可能な制度とするため、保険料の増加を踏まえて、公費負担のあり方を見直していただきたい。
- ◆ 低所得者の負担軽減と介護人材の不足を踏まえた処遇改善を図っていただきたい。

過度な経済的負担とならない利用者負担の設定

- ◆ 社会保障審議会介護保険部会において、一定以上所得者等の利用者負担の引き上げが議論されているが、高齢者にとって過度な経済的負担となり、必要なサービスを受けられないことがないように、高齢者の生活実態を十分に踏まえた適切な設定としていただきたい。

要支援者への予防給付の効果の検証

- ◆ 社会保障審議会介護保険部会において、要支援者への予防給付については市町村事業へ移行することが議論されているが、介護予防サービスは重度化の防止及び自立支援の観点から極めて重要なサービスであり、予防給付の効果を十分に検証した上で適切にサービスが継続されるようにしていただきたい。

入所申込者の事情に応じた特養への入所基準の設定

- ◆ 社会保障審議会介護保険部会において、特養への入所を要介護度 3 以上に限定することが議論されているが、要介護度で一律に線引きするのではなく、家族介護者の有無や認知症高齢者の日常生活における自立度など個々の入所申込者の事情に応じて、必要性の高い方から入所が可能となるようにしていただきたい。

「介護基盤緊急整備等臨時特例基金」及び「介護職員処遇改善等臨時特例基金」の延長及び積み増し

- ◆ 地域包括ケアの取組を進めるためには、小規模特養や認知症高齢者グループホーム等の地域密着型の施設整備を一層推進する必要があることから、今年度までとされている**介護基盤緊急整備等臨時特例基金による施設整備助成**や**介護職員処遇改善等臨時特例基金による開設準備経費助成**を延長していただくとともに、**基金を積み増していただきたい。**

高齢者が社会の支え手となるための「生涯現役社会の実現に向けた環境整備事業」への採択

- ◆ 京都府では、年齢にかかわらず意欲と経験・能力を発揮でき、高齢者が「社会の支え手」となることにより、お互いに支え合える社会の実現を目指し、平成 26 年度に高齢者のボランティア等の社会参加を促進する仕組みを構築することとしているため、「**生涯現役社会の実現に向けた環境整備事業（世代を超えたボランティア活動等の推進）**」の予算を確保していただくとともに、**京都府の事業を採択していただきたい。**

＜厚生労働省の概算要求＞

◎介護基盤緊急整備等臨時特例基金

小規模特養等の基盤整備等に対する支援を行っている「介護基盤緊急整備等臨時特例基金」が 25 年度末で終期を迎えるため、26 年度概算要求では基金の 1 年延長を要求する。

◎介護職員処遇改善等臨時特例基金

特養等の開設準備経費や定期借地権の一時金助成に対する支援を行っている「介護職員処遇改善等臨時特例基金」が 25 年度末で終期を迎えるため、26 年度概算要求では基金の 1 年延長を要求する。

◎生涯現役社会の実現に向けた環境整備（世代を超えたボランティア活動等の推進）
2 億円（新規）

企業への働きかけにより、退職前からボランティア活動への参加を促進するとともに、定年等により現役を引退した後も、地域社会で「居場所」と「出番」を得られる仕組みを構築し、生涯現役社会の実現に向けた環境整備をモデル的に実施する。

現状・課題等

◎ 京都府の高齢化等の状況

	2010年	2025年(推計)
高齢者人口	62万人	77万人
高齢化率	23.4%	30.8%
独居高齢者数	11万人(世帯)	15万人(世帯)
総世帯に占める割合	9.9%	14.3%
認知症高齢者数	5.9万人	9.9万人
高齢者人口に占める割合	9.5%	12.8%

※ 高齢者人口及び独居高齢者数は、国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所推計による
 ※ 認知症高齢者数は、本府高齢者人口に厚生労働省公表の認知症高齢者比率を乗じて算出

◎ 介護保険料の推移（第1号被保険者の基準月額）

- ・介護保険料は上がり続けており、H24～26の京都府平均介護保険料は5,000円を超過するなど、被保険者の負担が大きくなり続けている。

年度	H12～14	H15～17	H18～20	H21～23	H24～26
京都府平均	2,848円	3,562円	4,427円	4,332円	5,280円
全国平均	2,911円	3,293円	4,090円	4,160円	4,972円

※現在の公費負担（50%【国】25%、【都道府県】12.5%、【市町村】12.5%）のままでは、介護保険料の更なる増加が不可避の状態

◎ 利用者負担の引上げ（社会保障審議会介護保険部会での議論）

	現 行	改 正 案
利用料負担割合	1割	一定所得以上※1の場合2割
利用料の上限	所得に応じて最高37,200円	現役並み所得※2の場合44,400円
補足給付（施設入所者等補助）	所得に応じて、食費・居住費の一部を補助	一定以上の資産保有者※3を対象外

※1 夫婦の年金収入359万円、単身280万円以上を検討（高齢者の2割）
 ※2 夫婦の年収520万円、単身383万円以上
 ※3 預金等：夫婦2千万円、単身1千万円、不動産：評価額2千万円以上

◎ 介護予防サービス

- ・現在の介護保険制度では、要支援1・2の方々が生援や訪問入浴介護などの予防給付を受けることができる。

<参考>

- 社会保障審議会に示された見直し案（抜粋）
（平成 25 年 9 月 4 日 社会保障審議会介護保険部会（第 47 回）資料）

■ 介護予防給付の地域支援事業への移行（案）

- 要支援者に対する介護予防給付については、市町村が地域の実情に応じ、住民主体の取組を含めた多様な主体による柔軟な取組により、効果的かつ効率的にサービスの提供をできるよう、地域支援事業の形式に見直すことを検討。

◎ 京都府における特養入所者の要介護度（京都市除く）

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
入所者	94 人	378 人	1,223 人	1,879 人	1,915 人
H25.4 末	8.6%		91.4%		

※現在、特養への入所は、特養に設置する入所判定委員会において決定。要介護度だけでなく、家族介護者の有無や認知症高齢者の日常生活自立度など、申し込み者の状況やニーズを総合的に判定している。

<参考>

（平成 25 年 9 月 18 日 社会保障審議会介護保険部会（第 48 回）資料）

■ 特別養護老人ホームについて（論点）

- 特養への入所を希望しながら、在宅での生活を余儀なくされている高齢者も数多く存在していることなども踏まえ、特養については、中重度で、在宅での生活が困難である要介護者を支える施設としての機能に重点化を図るべきではないか。そのためには、既入所者の継続入所にも配慮しつつ、特別養護老人ホームへの入所を要介護 3 以上に限定するべきではないか。

◎ 介護基盤緊急整備事業等

- ・ 市町村、民間事業者が行う介護基盤の緊急整備及び円滑な開設を支援

【平成 25 年度執行見込み額】

介護基盤緊急整備等臨時特例基金による補助 約 1,459,000 千円
 （平成 25 年度末残高見込み 約 735,000 千円）
 介護職員処遇改善等臨時特例基金による補助 約 591,000 千円
 （平成 25 年度末残高見込み 約 347,000 千円）

【京都府の担当部局】

健康福祉部 高齢者支援課 075-414-4567